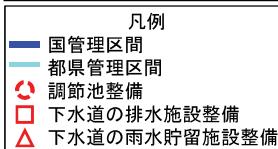


荒川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～我が国の社会経済活動の中核を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R 3.3 策定

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、荒川においても、事前防災対策を進める必要がある。荒川は、高密度に発展した首都圏を氾濫区域とし、下流部は、広大なゼロメートル地帯が広がっており、氾濫した場合の被害は甚大となることを踏まえ、以下の取り組みを実施することで、国管理区間においては、戦後最大の昭和22年9月のカスリーン台風と同規模の洪水を資産の集中する首都圏中枢部において安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



※上図において氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策等は含まれていない。

※ここでいう洪水とは河川から水があふれ氾濫することではなく、河川の水量が著しく増加することをいう。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※上図における対策は、都県及び市区町村の代表事例を記載。

荒川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～我が国の社会経済活動の中核を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R 3.3 策定

●荒川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、都県、区市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短 期】令和元年東日本台風において、甚大な被害が発生した入間川流域等にて、同洪水が再び発生しても堤防からの越水を防止する堤防整備・河道掘削を主に実施。

【中 期】東京都・埼玉県を守る洪水調節施設を整備するとともに、JR川越線の架替を実施。

【中長期】流域全体の安全度向上を図るため、更に洪水調節施設を整備するとともに、中上流部の堤防整備、河道掘削を実施。

●あわせて、我が国の社会経済活動の中核を担う流域の特徴を踏まえ、流出抑制対策（下水道雨水貯留施設、校庭貯留の新設・運用）や高台まちづくりの推進、利水ダムの事前放流の実施等の流域における対策、タイムライン、広域避難計画等のソフト対策を実施。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | | |
|---------------------|---|------------------|---|-----------|-----|
| | | | 短期 | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 令和元年東日本台風から堤防越水を防ぐ堤防整備・河道掘削 | 国交省、埼玉県 | 支川整備 (入間川プロジェクト) | | |
| | 【支川入間川合流付近から下流】カスリーン台風から東京都・埼玉県を守る堤防整備・河道掘削 | 国交省、埼玉県、東京都 | | | |
| | 【支川入間川合流付近から上流】カスリーン台風から東京都・埼玉県を守る堤防整備・河道掘削 | 国交省、埼玉県 | | | |
| | 洪水調節施設の整備 | 国交省、埼玉県、東京都 | 環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池(一期) 荒川第二・三調節池整備(JR川越線架替) 支川遊水地整備 | 荒川第四調節池整備 | |
| | 流出抑制対策 | 国交省、埼玉県、東京都、市区町村 | 下水道雨水貯留施設、校庭貯留、公園貯留、水田貯留など整備・運用継続、公園一体型調節池整備 | | |
| | 利水ダムによる事前放流の実施 | 国交省、埼玉県、水資源機構 | | | |
| 被害対象を減少させるための対策 | 立地適正化計画の見直し | 市町村 | 災害リスクを考慮した立地適正化計画の策定 | | |
| | 高台まちづくりの推進 | 国交省、東京都、市区町村 | | | |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 避難施設等整備・確保 | 埼玉県、市区町村 | | 高台避難場所整備 | |
| | 被害軽減対策 | 国交省、埼玉県、東京都、市区町村 | タイムライン、広域避難計画の作成・運用 | | |
| | ソフト対策のための整備 | 国交省、埼玉県、東京都、市区町村 | 危機管理体制、簡易型監視カメラ、越水センサーの設置・運用 | | |

気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

| |
|--|
| <p>■河川対策</p> <p>全体事業費 約9,543億円</p> <p>対策内容 堤防整備、河道掘削 洪水調節施設 (調節池、遊水地)整備 等</p> <p>※都管理河川の河川対策事業費については、補助・交付金に係る当面の事業費を計上している。</p> |
| <p>■下水対策</p> <p>全体事業費 約4,080億円</p> <p>対策内容 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備 等</p> |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

※ ■ ■ ■ : 対策実施に向けた調整・検討期間を示す。

中川・綾瀬川流域治水プロジェクト【位置図】

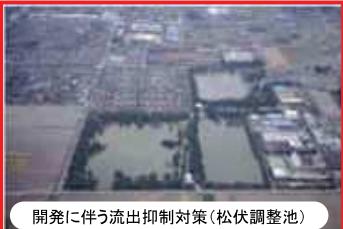
R3.3策定

～都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、事前防災対策を進める必要がある。利根川水系中川・綾瀬川流域では、昭和30年代以降の急激な市街化の進展に対し、従前より有していた保水・遊水機能の維持・増大を図るため、流域が一体となった総合的な治水対策の取り組みや流域外への排水機能の強化等を進めてきたが、以下の取り組みを一層推進していくことで、国管理区間においては、甚大な浸水被害が発生した戦後最大の昭和33年洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。

● 沼をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・洪水分溢対策
(堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備 等)
- ・内水氾濫対策
(排水施設の整備、施設の耐水化、電気設備の嵩上げ 等)
- ・流域の雨水貯留機能の向上
(開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、下水道貯留浸透施設、校庭貯留、水田貯留 等)



開発に伴う流出抑制対策(松伏調整池)



校庭貯留(羽生市)

● 被害対象を減少させるための対策

- ・水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫
(リスクが高い区域における開発抑制、立地適正化 等)
- ・まちづくりでの活用を視野にした水災害リスク情報の充実
(多段階な浸水リスク情報の充実 等)



● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・土地の水災害リスク情報の充実
(ハザードマップの整備 等)
- ・避難体制等の強化
(マイ・タイムラインの策定・支援、まるごとまちごとハザードマップの整備促進、避難訓練の実施 等)
- ・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化
(自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施 等)



避難訓練の実施



排水ポンプ車運転講習会の実施



中川・綾瀬川流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減～

R3.3策定

●中川・綾瀬川では、上下流、本支川の流域全体を俯瞰し、国、都県、区市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 中川下流部や新方川における堤防整備や河道掘削、および大場川下流排水機場や八潮排水機場の増強を主に実施する。また、内水氾濫対策（排水施設の整備等）や、流出抑制対策（開発に伴う流出抑制対策の指導・促進、雨水貯留施設の整備等）、被害対象を減少させるための対策（土地利用や住まい方の工夫等）をより一層推進するとともに、被害軽減のための水災害リスク情報の充実や避難体制の強化等を実施する。

【中長期】 本川、支川における堤防整備、河道掘削とあわせ、調節池や放水路の整備等を実施する。また、内水氾濫対策、流出抑制対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減のための対策等を引き続き実施し、流域全体の安全度向上を図る。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | |
|---------------------|-------------------------------|-------------------|--------------|------------------------|
| | | | 短期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 堤防整備、河道掘削、高潮対策等 | 国、埼玉県、東京都 | | 中川下流部(国管理区間) 堤防整備完了 |
| | 排水機場の増強 | 国、埼玉県 | 大場川下流排水機場 完了 | 八潮排水機場 増強完了 |
| | 調節池整備、放水路整備、支川合流点処理 | 国、埼玉県 | 宇和田さくら堰 完了 | |
| | 内水氾濫対策 | 埼玉県、東京都、区市町 | | |
| | 流域の雨水貯留機能の向上 | 茨城県、埼玉県、東京都、区市町 | | |
| 被害対象を減少させるための対策 | 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 | 埼玉県、東京都、区市町 | | |
| | まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実 | 埼玉県 | | |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 土地の水災害リスク情報の充実 | 国、茨城県、埼玉県、東京都、区市町 | | |
| | 避難体制等の強化 | 国、茨城県、埼玉県、東京都、区市町 | | |
| | 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化 | 国、茨城県、埼玉県、東京都、区市町 | | |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

■河川対策

全体事業費 約 6,569億円※

対策内容 堤防整備、河道掘削、調節池整備、放水路整備、支川合流点処理 等

■下水道対策

全体事業費 約 742億円

対策内容 流域の雨水貯留機能の向上 等

※都管理河川については、補助・交付金に係る当面の事業費を計上している。

多摩川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

R3.3策定

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、多摩川水系においても、我が国の人団や資産が極めて高度に集積する流域の特徴を踏まえ、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、戦後最大洪水と同規模の洪水に対して堤防からの溢水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

位置図

沿川に市街地が集積する多摩川流域

五反田川放水路を雨水貯留施設として活用

氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・堰改修、堤防整備、河道掘削、水衝部対策、高規格堤防、調節池整備、分水路整備、護岸整備、等
- ・合流部対策の検討・実施
- ・下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化等
- ・下水道施設の耐水化
- ・下水道施設(雨水幹線・貯留施設等の整備)による浸水対策
- ・利水ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
- ・市街化調整区域の適正な土地利用
- ・治水機能の向上のための自然地の保全と農地の保全
- ・放水路整備、建設中施設の活用による雨水貯留(本運用まで)
- ・雨水貯留浸透施設整備(校庭貯留、浸透ます・浸水人孔等の設置、透水性舗装、その他)
- ・上流域等における森林整備・治山対策
- ・いのちくらしを守る土砂灾害対策
- 等

■被害対象を減少させるための対策

- ・浸水想定区域を居住誘導区域から除外(立地適正化計画)
- ・立地適正化計画の作成・検討
- ・土のう等の備蓄資材の配備等

土のうステーション(大田区)

マイ・タイムライン講習会

自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・自治体との光ケーブル等接続
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・浸水想定区域の指定
- ・タイムラインの高度・運用の検討
- ・マイ・タイムラインの取組や取組の推進等
- ・ハザードマップ作成・周知、
まるごとまちごとハザードマップの検討
- ・小学生を対象とした水防災教育の実施
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進等
- ・自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会
- ・移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備・運用等

■氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・堰改修、堤防整備、河道掘削、水衝部対策、高規格堤防、調節池整備、分水路整備、護岸整備、等
- ・合流部対策の検討・実施
- ・下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化等
- ・下水道施設の耐水化
- ・下水道施設(雨水幹線・貯留施設等の整備)による浸水対策
- ・利水ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
- ・市街化調整区域の適正な土地利用
- ・治水機能の向上のための自然地の保全と農地の保全
- ・放水路整備、建設中施設の活用による雨水貯留(本運用まで)
- ・雨水貯留浸透施設整備(校庭貯留、浸透ます・浸水人孔等の設置、透水性舗装、その他)
- ・上流域等における森林整備・治山対策
- ・いのちくらしを守る土砂灾害対策
- 等

大丸用水堰の改築

凡例

- 国管理区間における浸水範囲
(戦後最大洪水に対する想定氾濫解析)
- 国管理区間

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※上図において、氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策等は含まれていない。
※河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を実施する場合がある。

多摩川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

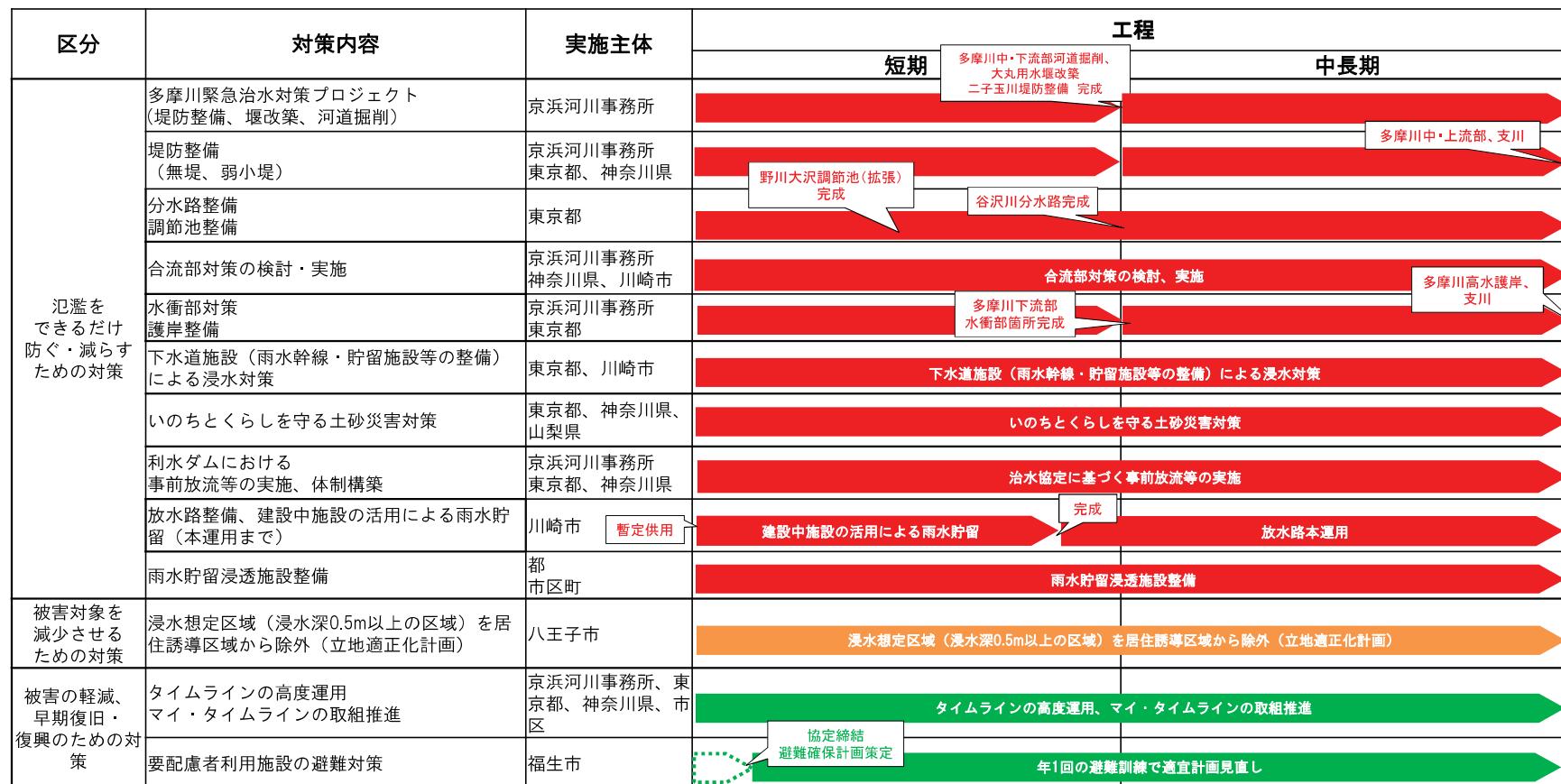
～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

R3.3策定

○多摩川では、多摩川流域の特徴を踏まえ、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、都、県、市区町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】多摩川緊急治水プロジェクトに基づき、浸水被害の軽減に向けた対策を加速化させるため、多摩川中下流部における河道掘削や堰改築、溢水箇所等の堤防整備を実施。支川においても分水路・調節池整備、下水道の雨水幹線等の整備を実施。合わせて、建設中施設の活用による雨水貯留等の他、雨水貯留浸透施設整備、要配慮者支援施設の避難対策といった被害の軽減に寄与する対策を実施する。

【中長期】さらに多摩川流域全体の安全度を向上させるため、上流部や支川も含めて、河道掘削、堰改築や堤防整備のほか、合流部対策の検討・実施を行う。合わせて、放水路の運用、雨水貯留浸透施設整備、要配慮者支援施設の避難対策といった被害の軽減に寄与する対策を実施する。



※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。※■■■■■: 対策実施に向けた調整・検討期間を示す。

■河川対策

全体事業費 約965億円

対策内容 堤防改築、堤防整備、河道掘削、水衝部対策、高規格堤防、調節池整備、分水路整備、護岸整備 等

■砂防対策

対策内容 いのちとくらしを守る土砂災害対策 等

■下水対策

全体事業費 約340億円

対策内容 下水道樋管等の一ト自動化・遠隔操作化、下水道施設の耐水化、下水道施設(雨水幹線・貯留施設等の整備)による浸水対策

※都県管理河川については、補助と交付金に係る当面の事業費を計上している。

気候変動を踏まえた
さらなる対策を推進

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する 法律(令和3年法律第31号)について

【公布:R3.5.10 / 施行:公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

～流域治水関連法～

改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法
水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
都市緑地法、建築基準法

国 土 交 通 省
水管理・国土保全局
都 市 局



● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

<予算関連法律>

【公布:R3.5.10 / 施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になると試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 汚濁をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

- 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【防水法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保

- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川 (2020年度) ⇒ 約17,000河川 (2025年度)

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする**「流域治水プロジェクト」を速やかに実施**
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
〔 国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応 〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組 「流域治水関連法」の整備が必要



1. 流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

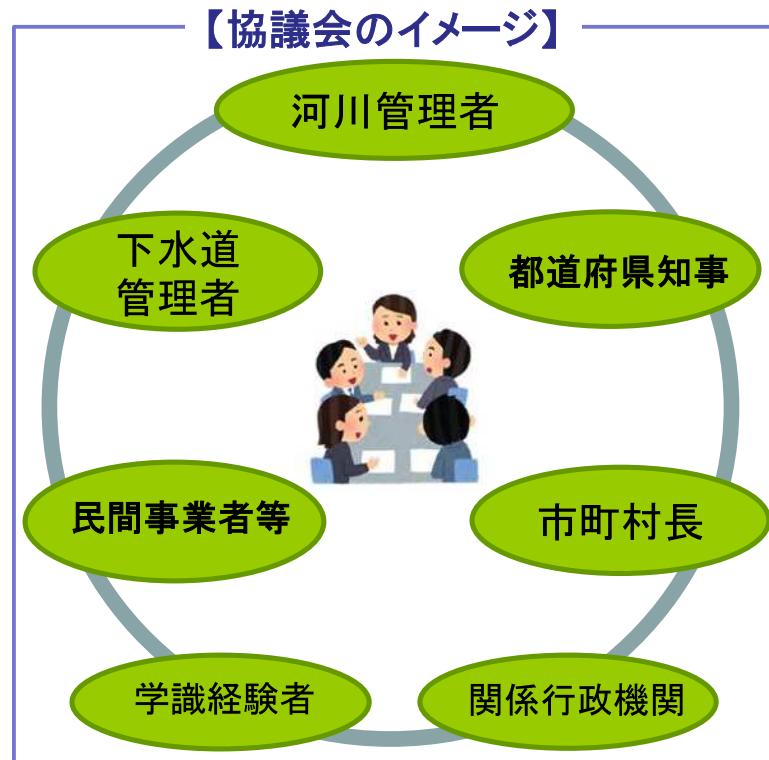
- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し（協議会）、雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け → 様々な主体が流域水害対策を確実に実施



【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止
- 現行**
- 河川・下水道管理者による雨水貯留浸透対策が中心
- 追加**
- 地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策の強化
(地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化)
 - 土地利用の方針（保水・遊水機能を有する土地の保全、著しく危険なエリアでの住宅等の安全性の確保）

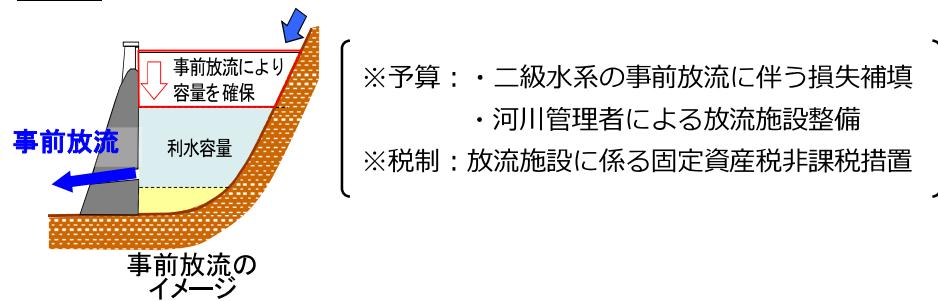
（特定都市河川法）

2. 水害をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

(1) 河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進（河川法）



- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速（下水道法）

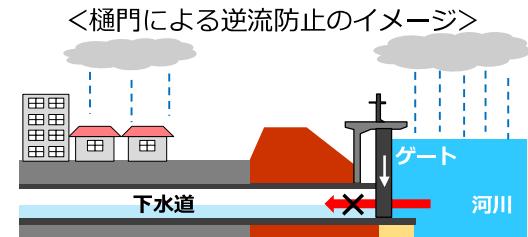
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



名古屋中央雨水調整池（建設中）
(貯留量：約104,000m³)

<樋門による逆流防止のイメージ>



(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



貯留機能保全区域のイメージ

- 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



法律補助で、地方公共団体による整備を促進（※予算関連）

都道府県知事等の認定（法律補助や固定資産税軽減）で、民間による整備を促進（※予算関連・税制）

地区計画に位置づけることで、施設の整備を担保

3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（特定都市河川法）

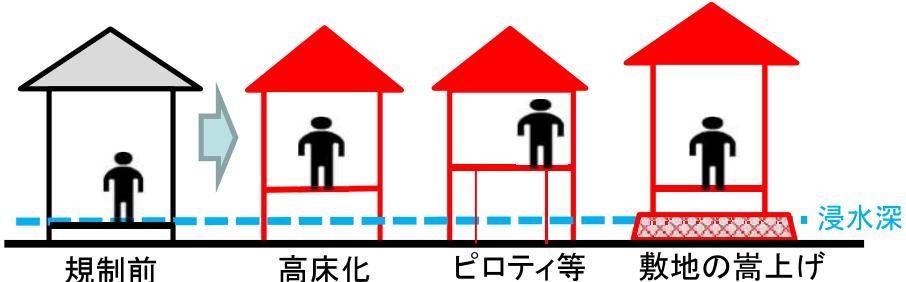
- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進（都市計画法）

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進（防集法）（※予算関連）

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

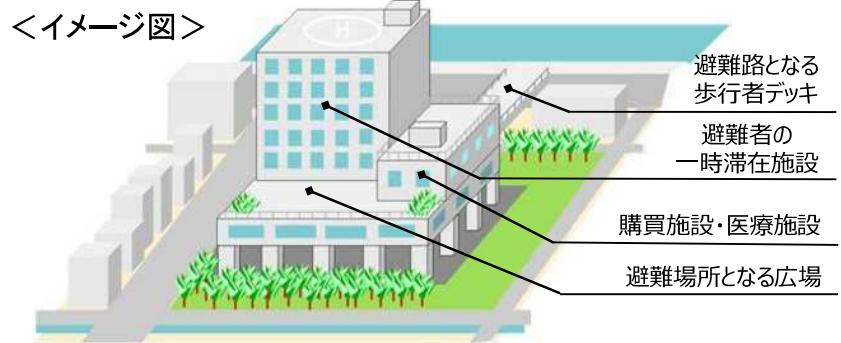
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

- 事業の担い手を都道府県・URに拡充

{①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化}

④ 災害時の避難先となる拠点の整備（都市計画法）

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備（※予算関連）



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応したハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
(現在) 約2,000河川 ⇒ (今後) 約17,000河川 (2025年度)

(2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市町村が助言・勧告
(水防法、土砂災害防止法)

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

(3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大（河川法）

【対象河川】

- ・都道府県管理河川
(1級河川の指定区間、2級河川)



(追加)

- ・**市町村管理河川**
(準用河川)

【対象事業】

- ・改良工事・修繕
- ・災害復旧工事



(追加)

- ・**災害で堆積した河川の土石や流木等の排除**



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
(平成29年九州北部豪雨(福岡県・筑後川水系))